



海老名市監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、教育委員会より  
監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 14 日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



## 監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 教育部 教育総務課
- 2 監査の実施日 令和8年2月26日
- 3 監査結果の公表日 令和8年3月19日(海老名市監査委員告示第58号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
小中学校の砂購入単価契約について、市契約規則第30条第2号を根拠とし、随意契約を行っているが、予定価格(税込み:1,507,660円)が基準額150万円を超えている。	契約規則等の関係法令の理解を深め、「契約事務マニュアル」及び「財務事務の手引き」を係員全員に配布し、金額等の確認作業を日常化させます。併せて、チェック体制として、課長・係長職の人間が入れ替わっても、過去にどの部分で指摘を受けているかを引継ぎ、チェック体制の充実を図り、再発防止に努めます。